



# 国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895  
 栃木年金事務所  
 ☎0282(22)4131

※厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準になります。

### 令和4年度の年金額

厚生労働省は令和3年平均の全国消費者物価指数を踏まえ、令和4年度の年金額を令和3年度から0.4%マイナスで改定することを発表しました。受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。

老齢基礎年金の月々の年金額は（40年間納付した全額の場合）、下表のとおりです。

年金の種類	令和4年度年金額（月額）
国民年金 （老齢基礎年金：1人分）	64,816円（前年比-259円）
厚生年金（夫婦2人分の基礎年金を含む標準的な年金額※）	219,593円（前年比-903円）

### 令和4年度の国民年金保険料

令和4年度の国民年金保険料は、月額16,590円となります。毎月の保険料は、日本年金機構から4月の中旬に送付される納付書で、金融機関やコンビニで納付できます。また、金融機関での口座振替やクレジットカード、Pay-easy（ペイジー）による納付も可能です（市役所では納付できません）。

納付期限は翌月末です。納付期限を過ぎてしまった場合も、期限から2年以内であれば納付することができます。

#### お得な前納制度

保険料の支払いは、前納制度を利用するとお得です。

納付方法	納付額・割引額など
毎月納付	16,590円（割引なし）
6か月前納	98,730円（毎月納付より810円割引） <b>■納付期限</b> 4月～9月分 4月末日 10月～3月分 10月末日
1年前納	195,550円（毎月納付より3,530円割引） <b>■納付期限</b> 4月末日
2年前納 ※年金事務所への申出が必要。	382,780円（毎月納付より14,540円割引） <b>■納付期限</b> 4月末日

### 産前産後期間の国民年金保険料免除

国民年金1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料は、免除となります。

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したもものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

#### ■免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいい、死産・流産・早産した方を含みます。

**■対象者** 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

※さかのぼっての手続きが可能です。

#### ■届出期間

出産予定日の6か月前から

#### ■届出先

#### ■添付書類

**出産前に届出をする場合**  
 母子健康手帳など

**出産後に届出をする場合**  
 出産日を市区町村で確認できるため、原則不要

※被保険者と子が別世帯の場合は、出産日または親子関係を明らかにする書類が必要です。

### 年金手帳の廃止 基礎年金番号通知書へ

国民年金手帳は、従来、  
 ①保険料納付の領収の証明  
 ②基礎年金番号の本人通知  
 という機能を果たしてきました。

しかし、被保険者情報管理のシステム化や個人番号制度の導入により、形式の見直しが行われ、年金手帳は廃止されることになりました。

これに伴い、4月以降、新たに国民年金第1～3号被保険者となった方（20歳到達者、20歳前に厚生年金被保険者となった方）に対する資格取得のお知らせとして、基礎年金番号通知書が送付されます。

また、年金手帳の廃止により再交付の申請ができなくなりました。ご自身の基礎年金番号を証明する書類がお手元にはない方は、基礎年金番号通知書の再交付を申請することができます。

現在お持ちの年金手帳については、基礎年金番号を明らかにすることができる書類として引き続き利用できます。大切に保管してください。

